

【生前贈与を使って賢く節税を】

皆様、こんにちは。税理士の大野 嘉彦です。

平成 23 年度の税制改正により相続税の大幅増税が行われる見通しになりました。いままでは「相続」といわれても、自分には関係ない！と思ってきた方も多いと思います。税制改正の法案が成立した場合、相続税の基礎控除が下がり相続税の対象になる人が相当数増えると予想されています。

この話を受けて、相続になる前に贈与してしまおうという動きもみられるようです。そこで、問い合わせの多かった「生前贈与」について解説させていただきます。



Q1 生前贈与の活用法とは？

～税負担が多いと思われがちな贈与税ですが、非課税枠を利用すれば効果を発揮します～

贈与税には、受贈者（贈与を受けた人）ひとりあたり年間110万円の基礎控除額が設けられています。つまり、この範囲の贈与なら贈与税は0円になります。しかも、この非課税枠は毎年繰り返し利用でき、法定相続人以外（孫など）にも使えます。長年にわたり基礎控除の範囲内でコツコツと贈与をすれば、相続税を減らすことができるのです。

この場合、注意したいのは贈与の方法です。同じ金額の贈与を定期的に数年続けると、計画的な分割贈与とみられ、その総額に対して贈与税が課税される可能性があります。状況に応じて贈与額を変えるなど、総額に対して課税されないようにする必要があります。

また、平成 23 年中に両親や祖父母から「住宅取得資金としての贈与」を受けた場合、110万円の基礎控除額とは別に1,000万円の非課税枠があります。

さらに、結婚して20年以上たっている場合、「配偶者への居住用財産又はその取得にあてるために金銭の贈与」に限り、110万円の基礎控除額とは別に2,000万円までの非課税枠があります。この特例は同一の配偶者から一生涯に一回しか使えませんが、贈与の効果は非常に大きいので、検討してもよいと思います。

Q2 生前贈与は本当に得か？

～金銭の贈与の場合、生前贈与は効果がありますが、不動産の贈与の場合には注意が必要です～

税負担を減らすために生前贈与を活用するのであれば、トータルコストで考えておかなければなりません。生前贈与により相続税を減らすつもりが、登録免許税や不動産取得税などによりトータルコストが多くなるのであれば、節税効果もなくなってしまうので、贈与税・相続税だけでなく総合的な判断が必要になります。

◇不動産の主な移転コスト比較（贈与の方が移転にともなう税金が多くなります）

贈与の場合	登録免許税……固定資産税評価額の2.0%、 不動産取得税……固定資産税評価額の3.0%（住宅の場合）
相続の場合	登録免許税……固定資産税評価額の0.4%、 不動産取得税……非課税

◇具体的事例（自宅の敷地以外にも宅地等を所有している場合）

土地が自宅の敷地のみの場合、「配偶者への生前贈与」で資産を移転させることは相続税対策効果があると考えられますが、自宅の敷地に小規模宅地の計算特例（240㎡までについて80%軽減）の適用を受ければ、相続税の負担が少なくなります。この場合は「配偶者への生前贈与」と「相続」のどちらが有利かは判断が難しいところです。

例えば、自宅の敷地よりも、それ以外の宅地に小規模宅地の計算特例の適用した方が有利な場合には、自宅敷地を配偶者控除により生前贈与することは、相続税対策の効果があると考えられます。

贈与税の配偶者控除を活用して相続対策を考えている方が増えているようですが、贈与したあとに特例が受けられないことにならないように、事前に要件などの確認が必要です。くわしくは、弊社担当までお問い合わせください。

（税理士 / 大野 嘉彦）